

# Weekly Report

第467号  
平成30年8月6日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 豪雨災害による資金繰り支援の拡充

平成30年7月豪雨による災害救助法の適用地域は現在、11府県106市町村（7月31日時点）に拡大しています。これに伴い、中小企業・小規模事業者に対する資金繰り支援も拡充され、直接被害を受けた事業者だけでなく、間接的に被害を受けた事業者も対象となる制度もあります。

### ◎平成30年7月豪雨特別貸付（日本公庫）…

…①災害救助法が適用された11府県において直接被害を受けた事業者、②直接被害事業者と直接取引があり業況が悪化している事業者、③①、②以外で今般の豪雨により業況が悪化している事業者（風評被害による影響を受けた事業者を含む）、を対象に設備・運転資金を融資します。

### ◎小規模事業者経営改善資金（マル経融資）の拡充（日本公庫）…

…マル経融資は、商工会・商工会議所等による経営指導を受けた小規模事業者に対して無担保・無保証人融資を行う制度です。今般の豪雨に伴い災害対応特枠（別枠で1千万円）を措置し、①災害救助法が適用され

た11府県に所在する直接被害を受けた事業者、②①の直接被害を受けた事業者と一定の取引があり、間接的に被害を受けた事業者、を対象に融資を実施します。

### ◎小規模企業共済制度の特例災害時貸付の創設等

（中小機構）……特例災害時貸付を新たに措置し、災害救助法適用地域内に所有する事業資産に直接被害を受けた小規模企業共済契約者に対して、無利子で最高2千万円まで融資します。また、災害時貸付の適用対象を緩和し、豪雨の影響により1カ月の売上高が前年同月比で減少することが見込まれる小規模企業共済の契約者に拡充します。

## ID・パスワード方式によるe-Taxの利用

来年1月から、個人納税者のe-Taxの利用は、マイナンバーカードとICカードリーダライタを使用する「マイナンバーカード方式」とIDとパスワードがあれば利用できる「ID・パスワード方式」の2つの方式になります。

「ID・パスワード方式」は、マイナンバーカードとICカードリーダライタを持っていない場合でも、税務署で職員との対面による本人確認を行うことで、e-Tax用のIDとパスワードが発行され、国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」からe-Taxによる送信ができます。

なお、ID・パスワードの申請は、税務署で既に行うことができます。

## ふるさと納税により296万人が住民税控除

ふるさと納税を行い、確定申告又はワンストップ特例制度を適用した方は、ふるさと納税を行った翌年度の住民税が減額される形で控除されます。

総務省によると、29年中のふるさと納税（3482億円）により、30年度分の住民税から控除を受けた方は295万9千人（前年度比1.30倍）で、控除額は2448億円（同1.37倍）となりました。

なお、控除を受けた方のうち、ワンストップ特例制度の適用者数は110万2千人（同1.42倍）、控除額は649億円（同1.45倍）でした。